

新潟市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月5日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第67号

新潟市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

新潟市生活保護法施行細則（平成12年新潟市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

（徴収金等支払申出書）

第20条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第77条の2第1項に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、別記様式第36号により行うものとする。

2 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条第1項に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、別記様式第37号により行うものとする。

別記様式第31号中

積立総額		を	積立総額		に改める。
世帯構成			世帯構成		
上限額			上限額		
支給額			下限額		
			支給額		

別記様式第36号を次のように改める。

生活保護法第 7 8 条の 2 の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第 7 7 条の 2 に基づく徴収金の場合)

私は、 年 月分からの保護金品等 (保護費 (金銭給付されるものに限る。)
及び就労自立給付金をいう。) より、
毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第 7 7 条の 2
の規定に基づく徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収
金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

年 月 日

(宛先) 新潟市 福祉事務所長

住 所

氏 名

印

別記様式に次の1様式を加える。

別記様式第37号（第20条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第78条第1項又は第3項に基づく徴収金の場合)

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること。

年 月 日

(宛先) 新潟市 福祉事務所長

住 所
氏 名 印

年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より
毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知
による法第78条の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものと
します。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。